2　（略）

3　法第七十三条第四項に規定する主務省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関）

第六十五条の二　法第七十四条第二項に規定する主務省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

（令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者）

第六十五条の四　令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合）

第六十五条の七の二　法第七十六条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（法第七十六条第三項に規定する主務省令で定める機関）

第六十五条の九　法第七十六条第三項に規定する主務省令で定める機関は、指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）及び保健所とする。

（令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度）

第六十五条の九の四　令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める区分に属するものとする。

一　六十五歳に達する日の前日が平成二十六年四月一日以後である場合　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第三号から第七号までに掲げる区分

二　（略）

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等（同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

2　（略）

3　法第七十三条第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

（法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関）

第六十五条の二　法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の四　令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であって、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（法第七十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第六十五条の七の二　法第七十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　（略）

（法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関）

第六十五条の九　法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）及び保健所とする。

（令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度）

第六十五条の九の四　令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める区分に属するものとする。

一　六十五歳に達する日の前日が平成二十六年四月一日以後である場合　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第三号から第七号までに掲げる区分

二　（略）

（法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるとき）

第六十五条の九の六　法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービス等（同項に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報）

第六十五条の九の八　法第七十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

（法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報）

第六十五条の九の十　法第七十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。